

株式交付に係る事前開示書面

(会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に基づく開示事項)

2025 年 2 月 26 日

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社

2025年2月26日

株式交付に係る事前開示事項

東京都千代田区丸の内3丁目4番2号
アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
代表取締役社長 廬下 伸一郎

当社は、2025年2月26日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画書」といいます。）に基づき、2025年3月19日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社とし、株式会社チャミ・コーポレーション（以下「チャミ社」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交付に関する会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交付計画の内容（会社法第816条の2第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項についての定めが同条第2項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由（会社法施行規則第213条の2第1号）

当社は、本株式交付に際して譲り受けるチャミ社の普通株式の数の下限を、35株と定めております。

当社は、チャミ社の2025年2月25日付の登記情報の記載から、チャミ社の普通株式の同日現在における発行済株式総数が122株であること、チャミ社は同日現在において議決権のある種類株式を発行していないことを確認し、同登記情報の記載が同日現在のチャミ社の発行済の株式の状況を正確に反映していること、及び、同日から本効力発生日までの間に、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他チャミ社の株式に転換可能な権利の発行又は付与を行う予定はないことをチャミ社に確認いたしました。

以上から、当社は、本株式交付に際して譲り受けるチャミ社の普通株式の数の下限を35株とする定めが、会社法第774条の3第2項に定める要件を満たすと判断いたしました。

3. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 2 号）

別紙 2 のとおりです。

4. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 8 号及び第 9 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 3 号）

該当事項はありません。

5. 株式交付子会社に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 4 号）

- （1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

- （2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- （3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 株式交付親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 213 条の 2 第 5 号イ）

該当事項はありません。

7. 本株式交付が効力を生ずる日以後における株式交付親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 6 号）

本株式交付は、会社法第816条の8第1項の適用を受けないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交付計画の内容

株式交付計画

アキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社（以下「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、株式会社チャミ・コーポレーション（以下「乙」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うに当たり、次のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式交付子会社の商号及び受所）

乙の商号及び住所は、次のとおりである。

商号：株式会社チャミ・コーポレーション

住所：東京都大田区平和島一丁目2番30号

第2条（株式交付親会社が本株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の普通株式の下限は、35株とする。

第3条（本株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及び金銭並びにそれらの割当）

- 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、乙の普通株式の対価として、その譲渡する乙の普通株式の合計数に665株を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式665株を割り当てる。
- 前二項の規定に従い、甲が乙の普通株式の譲渡人に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い、処理する。

第4条（株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

本株式交付により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 資本金の額 | 金 4,987,500 円 |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第39条の2に従い甲が別途定める額 |
| (3) 利益準備金の額 | — 円 |

第5条（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日）

乙の普通株式の譲り渡しの申込みの期日は、2025年3月19日とする。ただし、甲は、本株式交付が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）を変更する場合には、当該変更と同時にこれを変更することができる。

第6条（本株式交付の効力発生日）

効力発生日は、2025年3月19日とする。但し、本株式交付に手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

第7条（本計画の変更及び本株式交付の中止）

本計画の作成費から効力発生日までの間において、甲又は乙の財務状態若しくは経営状態に重大な変動が発生又は判明した場合、本株式交付の実行に重大な支障となる事象が発生又は判明した場合、その他本株式交付の目的を達成することが困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

2025年2月26日

東京都千代田区丸の内3-4-2
アキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
代表取締役社長 庵下 伸一郎

別紙2 会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定めの 相当性に関する事項

1. 株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）及び株式交付比率の算定根拠等

（1）本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）

当社は、チャミ社の普通株式1株に対して、当社の普通株式665株を割当て交付いたします。なお、当社が本株式交付によりチャミ社の株式に係る割当てとして交付する普通株式は、本株式交付効力発生時点においては23,275株を新規に発行することを予定しております。

当社が譲り受けるチャミ社の普通株式の下限は、35株とします。当社は2025年2月3日にチャミ社の株式28株を、簿価純資産を基本とした1株285,000円で取得しております。本株式交付により、当社の所有割合は51.64%となります。

本株式交付に伴い1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社の普通株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該チャミ社の株主に交付いたします。

（2）株式交付比率の算定根拠等

ア 割当ての内容の根拠及び理由

本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、チャミ社の株式評価については、簿価純資産額を基本とすることで合意しております。

当社株式に関しては当社の普通株式が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在し取引市場での流動性もあることから、本株式交付の対価としてその株式価値を評価する場合、市場株価法により十分に適正な結果が得られるとの説明をチャミ社に対して行い、理解を得られているために市場株価法を採用することとし、よってチャミ社の株式価値算定に基づき、本株式交付比率を決定することとなりました。

よって当社は、本株式交付比率が当社株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。上記の株式価値算定に加えて、当社はチャミ社に対して実施した財務デューディリジェンス、法務デューデリジェンス、業務デューデリジェンスの結果、チャミ社の財務状況、資産状況、提出を受けた2025年度から2027年度までを対象とした中期事業計画に基づく将来の事業活動の見通し等も総合的に勘案し、検討を重ねた結果、最終的に、上記「1. 本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）」記載の本株式交付比率の元となる株価が、当社の株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。

なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重要な変更が生じた場合、当社並びにチャミ社の株主との間の協議により変更することがあります。

イ 算定に関する事項

① 算定の概要

前述の通りに当社の株価については、当社の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在し取引市場での流動性も高いことから、本株式交付の対価としてその株式価値を評価する場合、市場株価法により十分に適正な結果が得られるとの判断したため、市場株価法を採用することとしました。チャミ社については非上場会社であることを勘案し、将来の事業活動の状況も勘案し協議した結果、簿価純資産額法を採用して株式価値の算定を行っております。

チャミ社の株式価値算定の結果は以下のとおりです。

一株当たり株式価値の算定結果	285,000 円
株主価値	34,770,000 円

当社の普通株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合のチャミ社の普通株式 1 株に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりです。

	株式交付比率の算定結果
普通株式	665

当社の株式算定については市場株価法にて本株式交付に関する当社取締役会の決議日前日（2月 25 日）の当社の東京証券取引所スタンダード市場における終値（428 円）としております。株価終値の単純平均値は 1 か月間（445.32 円）、3 か月間（440.57 円）、6 か月間（468.17 円）となり、直近の株価との乖離も許容される範囲であるため、また当社株式の希薄化率も考慮した場合には、直近の株価となる本株式交付に関する当社取締役会の決議日前日の終値（428 円）を基準にした株式算定が最も合理性があるものと判断いたしました。これにより希薄化率は 0.77% となり、当社の株主の皆様への影響も極力抑えられたものと考えております。

株式交付によるチャミ社の株式算定につきましては簿価純資産価額を基本として 1 株あたり 285,000 円として株式交付比率を算定しております。

尚、チャミ社に対する財務・法務・業務の各簡易デューデリジェンスを行ったうえで、株式交付における株式交付比率の公正性を最優先に、当社とチャミ社の株主との協議で最終的に決定しております。

また、本株式交付により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、公正な会計慣行に基づき、以下のとおりといたします。

- (1) 資本金の額 金 4,987,500 円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第 39 条の 2 に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 一円

別紙3 株式交付子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第15期決算

東京都大田区平和島一丁目2番30号 平和島PDセンター3F1号

株式会社チャミ・コーポレーション

代表取締役 瀧尾 享治

貸借対照表の要旨

(令和6年7月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	94,889,896	流動負債	38,631,099
固定資産	16,172,351	固定負債	49,141,000
繰延資産	11,814,800	負債合計	87,772,099
		株主資本	
		資本金	9,665,000
		資本準備金	6,665,000
		利益剰余金	18,774,948
		純資産合計	35,104,948
資産合計	122,877,047	負債・純資産合計	122,877,047

損益計算書の要旨

(令和5年8月1日から令和6年7月31日) (単位:円)

科目	金額
売上高	274,092,157
売上原価	191,941,970
売上総利益	82,150,187
販売費及び一般管理費	76,193,378
営業利益	5,956,809
営業外収益	129,128
営業外費用	330,393
経常利益	5,755,544
税引前当期純利益	5,755,544
法人税等	1,326,437
当期純利益	4,429,107